

○広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則

平成十年八月二十四日規則第六十三号

改正

平成一二年一二月二一日規則第一三四号

平成一七年 三月三〇日規則第二六号

平成二一年 三月二四日規則第九号

令和 元年 七月 四日規則第三二号

令和 二年 四月 二日規則第四九号

令和 三年 七月三〇日規則第七八号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則をここに公布する。

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 条例第二条第一号ロの規則で定める業務用船舶は、次に掲げるものをいう。

- 一 貨物定期航路事業に使用する船舶
- 二 不定期航路事業に使用する船舶
- 三 港湾運送事業に使用する船舶
- 四 内航運送事業に使用する船舶
- 五 国土交通大臣が指定した船舶職員養成施設において、船舶職員を養成するために使用する船舶
- 六 クレーン船、しゅんせつ船等の作業船

(届出)

第三条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式による届出書によってしなければならない。

- 一 条例第七条第二項又は第八条第二項若しくは第三項の規定による届出 別記様式第一号
- 二 条例第八条第一項の規定による届出 別記様式第二号
- 三 条例第九条の規定による届出 別記様式第三号

2 条例第七条第二項又は第八条第二項若しくは第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、所有するプレジャーボートが小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）第二条各号に規定する船舶のいずれかに該当する場合には、第三号の事項を除く。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 プレジャーボートを係留保管した係留保管施設等の名称（名称がある場合に限る。）及び所在地

三 船舶番号（小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第六条第二項に規定する船舶番号又は船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七条の二第一項第一号に規定する番号をいう。以下同じ。）

四 係留するプレジャーボートの船舶の長さ

五 その他知事が別に定める事項

3 条例第七条第三項（条例第八条第四項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第八条第一項の規定による届出であって、前項第二号に規定する事項に変更がないものについては、第一号の書類を除く。

一 プレジャーボートを係留保管施設等に係留保管していることを証する書面の写し

二 その他知事が別に定める書類

4 条例第八条第一項の規則で定める事項は、第二項各号に規定する事項（第五号に規定する事項を除く。）についての変更の内容及び変更の理由とする。

第三条の二 条例第七条第二項、第八条第一項から第三項まで又は第九条に規定する届出は、プレジャーボートが数人の共有に属するときは、連名で、又は代表者を選定して当該代表者により行うことができる。

2 前項の代表者が届出を行う場合においては、届出とともに別記様式第三号の二による代表者選定届を知事に提出しなければならない。

（重点放置禁止区域の指定基準）

第四条 条例第十条第一項の規定による重点放置禁止区域の指定は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、放置により著しい支障が発生し、又は発生するおそれがあると認められる区域について行うものとする。

一 海岸保全施設等に損傷を与えるなど、公の施設の管理上支障のある区域

二 施設整備工事その他の工事が計画され、又は施工されている区域

三 船舶の航行に支障を及ぼす区域

四 漁業活動等他の水域利用に支障を及ぼす区域

五 河川（条例第二十条第二項の規定により、条例第三章から第五章までの規定を適用しない区域を除く。）の流水の阻害又は洪水及び高潮時のプレジャーボートの流出等により、災害を誘発するおそれがある区域

六 放置場所周辺における違法駐車、早朝又は夜間の騒音その他所有者等の行為によって生活環境が悪化していると認められる区域

七 その他知事が重点放置禁止区域に指定することが適当と認める区域
(重点放置禁止区域の指定)

第五条 知事は、条例第十条第一項の規定により重点放置禁止区域を指定したときは、必要と認める場所に、その旨を表示する標識又は看板等を設置するものとする。

2 条例第十条第二項（同条第四項で準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の事項を県報に登載することにより行う。

一 重点放置禁止区域の名称及び範囲

二 重点放置禁止区域の指定（変更又は解除）年月日
(プレジャーボートを返還するための措置)

第六条 条例第十五条第三項の規定による所有者等にプレジャーボートを返還するために行う公告は、次の事項を当該プレジャーボートが放置されていた場所の付近に掲示し、又は県報に登載することにより行う。

一 プレジャーボートが放置されていた場所及びプレジャーボートを移動した年月日

二 移動したプレジャーボートの保管場所

三 当該プレジャーボートに船名、船舶検査済票番号又は船舶番号の表示がある場合はその船名又は番号

四 保管期間

五 問い合わせ先

六 その他知事が必要と認める事項
(保管したプレジャーボートを売却する場合の手続)

第七条 条例第十五条第四項の規定による保管したプレジャーボートの売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき又は競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。

(返還手続)

第八条 条例第十四条又は第十五条第一項の規定により移動したプレジャーボートの返還を受けようとする者は、別記様式第四号によるプレジャーボート返還申請書を知事に提出しなければならない。

(立入調査を行う職員であることを示す証明書)

第九条 条例第十七条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第五号による。

(暫定係留区域の指定)

第十条 第五条の規定は、条例第十八条第一項の規定により暫定係留区域を指定した場合及び同条第三項の規定により準用する条例第十条第二項の規定により告示する場合に準用する。この場合において、第五条第一項中「条例第十条第一項」とあるのは「条例第十八条第一項」と、「重点放置禁止区域」とあるのは「暫定係留区域」と、第五条第二項中「条例第十条第二項（同条第四項で準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第十八条第三項の規定により準用する条例第十条第二項」と、「重点放置禁止区域」とあるのは「暫定係留区域」と読み替えるものとする。

(各水域の管理者等との協議)

第十一条 知事は、重点放置禁止区域又は暫定係留区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該水域の管理者（知事が当該水域の管理者である場合を除く。）に協議するものとする。

2 知事は、重点放置禁止区域又は暫定係留区域を指定しようとするときは、必要に応じて関係機関の意見を聴くものとする。

3 前二項の規定は、重点放置禁止区域又は暫定係留区域の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

(係留保管計画の策定)

第十二条 県は、地域ごとに、当該地域の実情に応じたプレジャーボート係留保管計画を策定し、計画的な放置の解消に努めるものとする。

(協議会の設置)

第十三条 条例の円滑な運用を図るため、県に、関係機関、関係団体、利用者団体及び事業者等で構成するプレジャーボート係留保管促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成十年十月一日から施行する。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七十一号中「並びに第六十三号（二）」を「、第六十三号（二）並びに第七十号（三）」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条中第七十号を第七十二号とし、第六十九号の次に次の二号を加える。

七十 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第七条の規定によるプレジャーボートの所有者等の氏名等の届出の受理
- （二） 第八条の規定による届出済証の交付
- （三） 第十二条の規定による重点放置禁止区域内の放置に対する指導等
- （四） 第十四条第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管
- （五） 第十四条第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管
- （六） 第十五条の規定による重点放置禁止区域以外の放置に対する指導
- （七） 第十六条第一項の規定による立入調査

七十一 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則（平成十年広島県規則第六十三号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第五条（第十条において準用する場合を含む。）の規定による重点放置禁止区域であることを表示する標識又は看板等の設置
- （二） 第六条の規定による所有者等にプレジャーボートを返還するために行う公告（県報に登載して行う場合を除く。）
- （三） 第八条の規定によるプレジャーボート返還申請書の受理及びプレジャーボートの返還

第十七条第二十五号中「並びに第十一号（二）、（五）及び（十）」を「、第十一号（二）、五及び（十）並びに第二十四号（三）」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- （一） 第七条の規定によるプレジャーボートの所有者等の氏名等の届出の受理
- （二） 第八条の規定による届出済証の交付
- （三） 第十二条の規定による重点放置禁止区域内の放置に対する指導等

- (四) 第十四条第一項及び第二項の規定による所有者等が不明の場合の移動及び保管
- (五) 第十四条第四項の規定によるプレジャーボートの売却及び売却代金の保管
- (六) 第十五条の規定による重点放置禁止区域以外の放置に対する指導
- (七) 第十六条第一項の規定による立入調査

二十五 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例施行規則に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第五条（第十条において準用する場合を含む。）の規定による重点放置禁止区域であることを表示する標識又は看板等の設置
- (二) 第六条の規定による所有者等にプレジャーボートを返還するために行う公告（県報に登載して行う場合を除く。）
- (三) 第八条の規定によるプレジャーボート返還申請書の受理及びプレジャーボートの返還

附 則（平成一二年一月二一日規則第一三四号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一七年三月三〇日規則第二六号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月二四日規則第九号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月二日規則第四九号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

プレジャーボート係留保管施設等届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

連絡先

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第7条第2項
1号）第8条第2項 の規定によって、次のとおり届け出ます。
第8条第3項

1 プレジャーボートを係留保管した係留保管施設等の名称及び所在地

2 船舶番号

3 係留するプレジャーボートの船舶の長さ

備考 1 係留保管施設等の名称は、名称がある場合に記載する。

2 船舶番号には、小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）
第6条第2項に規定する船舶番号又は船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）第17条の2第1項第1号に規定する番号を記載する。

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

プレジャーボート係留保管施設等変更届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

連絡先

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）第8条第1項の規定によって、次のとおり変更の内容を届け出ます。

届出事項	変更前	変更後
氏名 (名称及び代表者の氏名)		
住所 (主たる事務所の所在地)		
係留保管施設等の名称及び所在地		
船舶番号		
係留するプレジャーボートの船舶の長さ		
変更の理由		

備考 1 係留保管施設等の名称は、名称がある場合に記載する。

2 変更の理由には、係留保管施設等の変更、住所の変更などを記載する。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

プレジャーボート係留保管施設等における係留保管終了届出書

年 月 日

広島県知事 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

連絡先

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）第9条の規定によって、次のとおり届け出ます。

- 1 プレジャーボートを係留保管していた係留保管施設等の名称及び所在地
- 2 係留保管を終了したプレジャーボートの船舶番号

備考 プレジャーボートを係留保管した係留保管施設等の名称及び所在地には、条例第7条第2項又は第8条第1項から第3項までの規定によって届出を行った係留保管施設等の名称及び所在地を記載する。ただし、名称については、名称がある場合に記載する。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号の2 (第3条の2関係)

代 表 者 選 定 届

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称〕
及び代表者の氏名

連絡先

住 所

氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称〕
及び代表者の氏名

連絡先

住 所

氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称〕
及び代表者の氏名

連絡先

住 所

氏 名

〔法人にあつては、事務所の所在地、名称〕
及び代表者の氏名

連絡先

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例
第7条第2項
第8条第1項
第1号）第8条第2項 の規定による届出について、次の者を代表者として選定し
第8条第3項
第9条
たので届け出ます。

代表者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

プレジャーボート返還申請書

年 月 日

広島県知事

殿

申請者

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電 話 番 号	

注 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

次のとおり船舶の返還を申請します。

申請者と所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 船舶占有者 <input type="checkbox"/> 船舶使用者 <input type="checkbox"/> その他代理人
船 名	
船舶の種類	<input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> クルーズーヨット <input type="checkbox"/> ユーティリティーボート <input type="checkbox"/> その他()
船舶検査済票の番号	
今後の係留保管場所	

注 1 申請者が所有者本人でない場合は、所有者から船舶の受取について委任されたことを証する書面を添付してください。

2 選択肢があるものについては、該当事項の□の中にレ印を記入すること。

----- 以下申請者は記入しないこと。 -----

処理欄

確認の方法	<input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> 船舶のかぎ <input type="checkbox"/> 船舶検査証書 <input type="checkbox"/> 返還通知書 <input type="checkbox"/> その他()
保管台帳整理番号	
確認者	

上記の船舶を受領しました。

年 月 日

受取者 住 所
氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

（表面）

第	号
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
<p>広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成10年広島県条例第1号)第17条第1項の規定により、放置されているプレジャーボートに立ち入り、所有者等を確認するため必要な調査を行う者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
広島県知事 氏 名 <input type="checkbox"/>	

注 用紙の大きさは、横8cm、縦6cmとする。

（裏面）

<p>広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例抜すい</p> <p>（立入調査）</p> <p>第17条 知事は、第13条又は前条の規定による指導若しくは勧告又は命令を行うため必要がある場合は、その職員に放置されているプレジャーボートに立ち入り、所有者等を確認するため必要な調査をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
